

第 31 回労供労組協総会議案書

日時：2014 年 4 月 17 日（木）、午後 2 時より

場所：タブレット根岸 5F 会議室

もくじ

はじめに	2
I. 2013 年度経過報告	2
II. 2014 年度活動方針	15
資料	
1. 労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定	16
2. 労供労組協名簿	17
3. 労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト	18
4. ろうきょう 第 52 号	23
5. ろうきょう通信 No.48、No.49、No.50、No.51	25
6. 労働者供給事業法制定に向けての論点	33
7. 供給労働者を派遣期間制限の例外とすることを求める要請書	36
8. 介護・家政職ユニオンと企業組合ケアフォーラムの関係	37
9. 厚生労働省交渉報告（全港湾介護・家政職支部）	38
10. 要請書「日雇い雇用保険制度の拡充と要件緩和を」（新運転）	40
11. 「労働組合による労働者供給事業法の制定を」（新運転）	41
12. 東京都労働者派遣事業適正運営協力員名簿	42
13. 東京都労働者派遣事業適正運営協力員会議資料	44
14. 第 35 回しごと情報ネット運営協議会資料	52
15. 雇用安定・待遇改善の期待を裏切る労政審建議の撤回を求める	54
16. 派遣スタッフアンケート 2013 集計結果・概要版	56
17. 労働者派遣制度の改正に関する 報告書骨子案（公益委員案）のポイント	69

議事次第

1. 開会
2. 議長挨拶
3. 議事
 - 第 1 議題 2013 年度経過と 2014 年度活動方針提案
 - 第 2 議題 2013 年度決算報告と会計監査
2014 年度予算提案
4. 役員選出 2014 年度役員選出
5. 報告 「労働者供給事業（労供）組合員の就労実態と意識に関する調査」
結果報告
報告者 國學院大學経済学部 本田一成教授
6. 閉会

はじめに

今年、労供労組協の結成から30年の節目の年にあたります。来年は、労働者派遣法が成立して30年にあたるわけです。日本の雇用関係が大きく変化していくなかで、労供労組協は、労働組合が行う労働者供給事業を担うことにより、いわゆる外部労働市場における労働者の就労と雇用の安定に貢献してきました。

現在、通常国会に提出されている労働者派遣法改正案は、いままで、臨時的・一時的労働であった派遣労働者を常態として使用できるようにするものであり、派遣法制定の趣旨とは全く異なった労働力需給調整制度をつくらうとしています。派遣労働者のキャリアアップを図り、内部労働市場に派遣を取り込む形になるわけですが、この機能は本来的に労働組合が行う労働者供給事業が発揮すべきものです。そのための環境整備・制度整備を含め、労供研究会の成果を活用しながら、労働者供給事業法の構想も具体化していく必要があります。

労働者供給事業は少しずつですが広まりつつあります。厳しい政治情勢ですが、労働者供給事業の必要性を社会に訴えて、活動していきましょう。

I.2013 年度経過報告

1.主な活動課題

(1)労供労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定に向けて要綱案を検討する。
- ②労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。
- ③労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。

今年3月11日、労働者派遣法改正案が閣議決定されました。政府・与党は今国会で成立させ、2015年4月の成立を目指すとしています。

改正案の内容はこれまでの専門26業務をなくし、どんな職種でも3年ごとに労働者を交代させれば永久に派遣を使えるなど、派遣が固定化されると懸念されています。(資料17「労働者派遣制度の改正に関する報告書骨子案(公益委員案)のポイント」参照)

また、労供組合で行う、供給・派遣においても期間制限がなかった専門26業務が廃止され、全ての業務に原則3年という期間制限がかけられることによる影響があります。

この件について、去る1月20日に厚生労働省の需給調整事業課の富田課長と懇談を行いました。その後、同月27日に厚生労働省に対して要請(資料7「供給労働者を派遣期間制限の例外とすることを求める要請書」参照)を行っています。

供給・派遣においては、表向きは労働者派遣となり、派遣法の規制を受けます。業務や期間等に一切制限のない本来の労供事業を営むためには、方針にも掲げている通り、労供組合が社会労働保険の適用事業者となるか、労働者供給事業法の制定が必要不可欠です。

労働者供給事業法については、3役を中心に討議を進めていますが、労供組合の業種等の違いにより、その業態は多種多様で一様ではないため、論点について整理しきれていません。(資料6「労働者供給事業法制定に向けての論点」参照)引続き、要綱案作成に向けて検討を進めていきます。

(2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ① 「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
- ② しごと情報ネットの活用をはかる。
- ③ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。

【労供労連】

労供労連は、結成からちょうど13年が経ちます。この間、連合と交運労協、そして労供労組協に加盟して、労供労組としての存在感を強め、政策・制度要求面で独自性をそれなりに発揮してきました。一方、労供労組による外部労働市場の支配力を強め、運輸業界や労供先企業との契約関係を拡大させることを目的に数年前から目指してきた新規加盟は統一労働協約を結ぶまでに至らず保留のままで、首都圏、関西圏で三単組、約4,000名の組織人員のままとなっています。

我々の主な供給先であるトラック業界の中小零細企業は、燃料費の高騰や環境対策装備の経費増にもかかわらず輸送運賃の低迷により運転手の賃金労働条件が悪化し、慢性的な運転手不足という状態に陥っています。主な供給先事業所の一つである生コン輸送業界も、生コン出荷量の減少と工場の統廃合が底を打った中で、企業内労働者の高齢化と就労組合員数の減少による運転手不足に陥り、アベノミクスによる公共事業の復活や東京オリンピック需要増に対応するために賃金労働条件の改善を迫られています。

また東京段階では、清掃事業の都区移管に伴う局収車の減車と清掃公務員労働者の削減、請負契約の競争入札と低運賃化などの行財政改革が進む中で、清掃に継続就労する組合員が大巾に増え、労供事業における日々就労と雇用・健保・年金などの一般法との関係が問題となっています。更に最近の問題は、派遣法の規制強化の抜け道として会社主導で労供労組を結成する名ばかり労働組合が増えて賃金労働条件を引下げていることです。

それだけに職安法における労供事業の例外の一つが派遣法として制定された様に元々の例外である労働組合による労供事業も法制定すべきです。そして、過去の供給契約から落ちこぼれた企業との再契約によって、生コンと清掃、一般トラック、そしてタクシーというバランスの取れた多様な供給先企業の回復による労供事業の拡大に取り組んでいかなければなりません。

今後も、非正規労働者が増える状況下で、企業と労働者個人の労働契約から我々のように労働組合の集団力による供給契約の優位性を発揮して適正な賃金労働条件の獲得を目指すと共に日雇い雇用保険・特例健康保険制度の拡充と受給条件の緩和を求め、労供事業法制定に向けて他の労供労組に対して労供労連への結集を呼びかけ、引き続き連合、交運労協、労供労組協との連携を強めていきます。

【全建総連】

全建総連の加盟組合である埼玉土建が 3 つ目の企業となる大手デベロッパーとの供給事業を開始し、全国の加盟組合でも労働者供給事業の開始に向けた準備や検討等が始まっています。埼玉土建でもこの間、供給先への交渉や依頼通り供給を確保できない問題など、さまざまな経験の蓄積がすすんできているなか、より安定した体制づくりの検討も始まっています。

全建総連での労働者供給事業は、福島仮設住宅建設の取り組み支援で緊急的に実施し、成果と教訓も得てきたところです。東日本大震災による復旧・復興が急がれるなか、東京オリンピック開催も加わり、今後の建設工事が増量されることによる建設労働力不足が問題になっております。外国人労働者の受け入れ規制緩和も検討されるなか、建設業務への労働者派遣が禁止されているにもかかわらず、違法派遣・偽装請負の横行が今後も懸念されるため、一層の注意が必要です。

【全港湾】

全港湾の労働者供給事業

全港湾では全港湾中央本部が取得した労働者供給事業許可下での事業と、全港湾の支部が独自で取得した労働者供給事業許可下での事業とで労働者供給事業をおこなっています。中央本部と支部独自とを合わせて、供給先企業が 75 社、供給対象組合員が月平均 910 人（常時供給組合員 471 人、臨時供給組合員 439 人）となっています。

全港湾中央本部労働者供給事業

全港湾中央本部の労働者供給事業は、労働者供給事業を開始してから 8 年が経過しました。現在、13 支部 15 事業所で事業をおこなっています。供給職種は、港湾荷役、船内荷役、沿岸荷役、倉庫荷役、整備工場内作業、構内作業、自動車運転手、事務、看護師、家政婦（夫）（家事補助、介護）の 10 職種で供給先企業は 48 社となっています。供給対象組合員は月平均 775 人（常時供給組合員 413 人、臨時供給組合員 362 人）。年間の供給延人員は 2013 年度実績で 41,027 人でした。供給延人員は一昨年度実績比 102%となっています。

また、事業所が増え職種も増えてきたことなどから、2014 年 4 月 1 日より厚労省職業分類の職種コードにあわせての職種に変更をしました。4 月 1 日からの職種は「介護支援専門員、一般事務の職業、家庭生活支援サービスの職業、介護サービスの職業、警備員、金属溶接・溶断工、機械整備・修理の職業、バス運転手、トラック運転手、トレーラートラック運転手、コンクリートミキサー車運転手、ダンプカー運転手、タンクローリー運転手、その他の自動車運転の職業、フォークリフト運転作業員、定置・建設機械運転の職業、港湾荷役作業員、陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、荷造作業員、清掃の職業、その他の運搬・清掃・包装等の職業」の 22 職種です。4 月 1 日より新職種での事業となりましたので、統計上、新職種での数値が反映されるのは来年度以降となります。従って、2014 年度の事業報告がまとまるまでの期間は、旧職種での報告となります。

地方・支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
東北地方小名浜支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	2社	50名（常時50、臨時0）
東北地方宮古支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	1社	0名（常時0、臨時0）
東北地方塩竈支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	4社	56名（常時6、臨時50）
日本海地方新潟支部	港湾荷役、倉庫荷役 工場内作業、事務 自動車運転	7社	235名（常時59、臨時176）
日本海地方伏木支部	沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	8社	30名（常時7、臨時23）
日本海地方敦賀支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	0名（常時0、臨時0）
日本海地方七尾支部	港湾荷役	2社	68名（常時0、臨時68）
日本海地方直江津支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	58名（常時13、臨時45）
関東地方横浜支部	自動車運転、 構内作業、事務	5社	1名（常時1、臨時0）
関東地方東京支部	自動車運転、構内作業	5社	42名（常時42、臨時0）
関東地方介護・家政職支部			
	家政婦（夫）、看護師	1社+個人	101名（常時101、臨時0）
” 甲府事業所	”	”	28名（常時28、臨時0）
” 金沢むつみ会	”	”	42名（常時42、臨時0）
四国地方香川県支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、構内作業	3社	30名（常時30、臨時0）
九州地方鹿児島支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役	6社	34名（常時34、臨時0）

（2013年4月現在）

全港湾支部独自労働者供給事業

中央本部取得の労働者供給事業の許可とは別に、舞鶴支部、名古屋支部、大阪支部、阪神支部、長崎県支部が労働者供給事業の許可を支部で取得して事業をおこなっています。

支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
日本海地方舞鶴支部	港湾運送	3社	27名（常時4、臨時23）
東海地方名古屋支部	運送、港運	2社	2名（常時0、臨時2）
関西地方大阪支部	船内荷役、自動車運転士 誘導員、運搬・倉庫作業	10社	27名（常時27、臨時0）
関西地方阪神支部	海コン	6社	19名（常時19、臨時0）
九州地方長崎県支部	港湾荷役、船内沿岸、倉庫	6社	60名（常時8、臨時52）

（2013年4月現在）

【介護・家政職ユニオン（全港湾、介護家政職支部）】

① 労供事業および介護保険事業の実績

労供事業実績	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
事業高(年間・万円)	2008年	16,710	2,400	2,292	21,402
	2009年	17,321	2,100	1,992	21,413
	2010年	18,813	1,261	1,584	21,658
	2011年	17,967	840	1,032	19,839
	2012年	14,968	480	1,351	16,799
利用者(月平均・人)	2008年	248	33	28	309
	2009年	206	17	27	250
	2010年	195	23	25	243
	2011年	179	23	19	221
	2012年	171	9	34	214

介護保険実績	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
事業高(月平均・千円)	2008年	7,751	2,769	1,385	11,905
	2009年	8,429	3,535	1,751	13,715
	2010年	8,580	3,959	1,332	13,871
	2011年	8,250	4,233	1,268	13,751
	2012年	7,750	2,797	1,637	12,184
利用者(月平均・人)	2008年	123	67	23	213
	2009年	152	82	29	263
	2010年	164	91	24	279
	2011年	153	90	29	272
	2012年	147	58	38	243

組合員数	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
組合員(年度末・人)	2008年	110	33	32	175
	2009年	107	32	31	170
	2010年	112	37	30	179
	2011年	105	34	33	172
	2012年	100	28	42	170

② 賃金の実態

②-1 労供事業賃金(料金) 2012年3月の時給実績

田園調布	2,465 円
甲府	1,650 円
金沢	2,126 円

註：田園調布、金沢は深夜・夜間割増により通常単価を上回っています。

②-2 介護保険賃金 2014年度の時給実績

		介護報酬	実績賃金	賃金率
田園調布	2008年	3,184	1,799	56%
	2009年	3,412	1,895	56%
	2010年	3,456	1,905	55%
	2011年	3,463	1,908	55%
	2012年	3,905	2,123	54%
甲府	2008年	2,831	1,625	57%
	2009年	2,913	1,671	57%
	2010年	2,861	1,687	59%
	2011年	2,801	1,667	60%
	2012年	3,402	1,810	53%
金沢	2008年	3,025	1,643	54%
	2009年	3,165	1,694	54%
	2010年	3,228	1,757	54%
	2011年	3,204	1,779	56%
	2012年	3,696	1,885	51%

③諸活動

③-1 労供事業、介護保険事業の促進

- ・HPなどを通じた宣伝強化。
更新が滞っています。三つ折リーフも改定の必要があります。
- ・全港湾傘下の訪問介護事業者の拡大支援。できませんでした。大阪で、緒につきました。
- ・賃金の改定
介護報酬単価の改定に伴い処遇改善加算を加味して賃金改定しました。
- ・自立ケアマネ事業所の設立支援と自立ケアマネとの連携強化
常勤専従のケアマネ三人体制が崩れて、特定事業所加算「Ⅱ」を放棄して、賃金の引下げを（約2割）よぎなくされましたが二人体制で事業を進めました。
- ・金沢事業所の順調な再建
新事務局体制になり6年が経過しました。事務局員を一名増員とともに順調に再建を進めています。

③-2 全港湾・労供労組協の活動への参加

- ・厚生労働省交渉強化（資料9「厚生労働省交渉報告（全港湾介護・家政職支部）」参照）

③-3 福利厚生・・・対人・対物損害保険と傷害保険を継続しました。

③-4 組織のありかた・運営

- ・介護家政職支部に組織統合への実務的手続き
企業組合が地方ごとに自立することと、一本化された介護家政職ユニオンとの連携強化が課題です。

それぞれの地方の組織の事務局体制の強化が課題です。

甲府事業所はケアフォーラム甲府の閉鎖決定を、組合の団結のもとで跳ね返し、事業を促進して、自立に向けて進んでいます。

- ・労使協定の改定を実施
- ・各分会の責任で労供事業の運営を行った
- ・財政
各分会単位
- ・組織強化・拡大は現状維持に止まっている。
- ・組合費のあり方 現状組合費の方式維持
現状組合費の方式を維持しました。
- ・執行委員会は各分会の委員会を基本にして、必要に応じて執行委員長が召集する

【全日本建設運輸連帯労働組合】

- 1.全日建は、近畿地本（1987年）、関東支部（2003年）、静岡支部（2010年）、中央本部（2011年）で労供事業許可を取得して、各地で事業に取り組んでいます。
- 2.近畿地本については近畿地本が別途報告しているとおりです。
- 3.関東支部の供給職種は自動車運転手で、現在の供給先企業は4社（生コン2社、セメント輸送2社）となっています。2013年年度（13年4月1日～14年3月31日）の供給実績は延べ人員1,384名、月平均6名（常時供給組員6名）です。
11年11月から、偽装閉鎖した企業から車両を確保し、被解雇者の闘争継続の為に同業他社で労供事業を増やすことに成功しました。
- 4.静岡支部の供給職種は自動車運転手で、現在の供給先は2社（いずれも生コン）で、2013年の供給実績は月平均2名（常時供給組員2名）です。
- 5.中央本部は2011年8月に許可を取得。これにもとづき、2012年2月に全日建仙台センターが許可を取得して、仙台市の震災復興支援事業（仮設住宅の被災者を対象とした通院、買い物等の送迎事業）に供給を開始しました。2013年の供給実績は月平均4名（常時供給組員4名）です。
- 6.日々雇用労働者の労働条件向上について
13年春闘においては、首都圏の生コン工場等で日々雇用労働者の賃上げを要求する行動に取り組みました。供給先での賃上げは、生コン日額500円、バラセメント日額100円の賃上げを勝ち取りました。
14春闘でも、バラで日額100円の回答を引き出し、現在交渉中です。
また、太平洋セメントの子会社・東海運では、全日本ドライバーユニオンとの二重加盟となっているバラセメント職場で日額60円の賃上げ回答。同時にトレーラー手当日額50円引き上げという回答が示されています。
引き続き日々雇用労働者の賃金労働条件の改善に取り組めます。

【電算労、コンピュータ・ユニオン】

電算労、コンピュータ・ユニオンでは労供の許可を 1983 年 12 月に取得し、翌年 1984 年から労供事業を開始しています。2001 年 4 月からは企業組合コンピュータユニオンで一般労働者派遣事業の許可を得て供給・派遣を始めました。

現在、供給・派遣の仕組みにおいて、派遣事業体を企業組合コンピュータユニオンではなく、従来の取引先が派遣事業体となる直供給が増えてきています。

現在、直供給も含めて、供給・派遣がおよそ 5 分の 3 となっています。残りの 5 分の 2 の組合員は個人事業主として、個人契約で就労しており、国民健康保険、国民年金になっています。

稼働率は 2009 年 5 月にそれまでの最低を記録し、現在は約 95%にまで回復しました。案件数も増えており、これまでは年齢制限など就労条件が厳しかったのが緩和され、年齢制限のない案件なども増えていきます。

企業組合コンピュータユニオンは供給・派遣が始まる前、1993 年に発足しており、供給で仕事に就きにくい組合員のための仕事確保を目的に発足しました。

現在では、「生涯を通して組合で仕事に就く」ことを目的に、これまでのユーザからの依頼を受けてシステムを開発する、受注開発だけでなく、自ら Web 会計システムを開発し、サービスとして提供することも行っています。さらに、現在 Web アンケートシステムを開発中で、今年の 6 月より（株）きかんしの協力も得て営業を開始する予定です。

【音楽ユニオン】

日本音楽家ユニオンでは、全国本部・各地方本部（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）で供給事業を行っています。内容はクラシックからジャズ・ポピュラーまで多岐にわたっていますが、音楽業界の現状は以下の通り非常に厳しい状態が続いています。

- ・緩やかな景気の回復が報じられているものの、現場の実感は薄く、音楽分野では、なお厳しさが続いている。
- ・消費税率が引き上げられることにより、入場料の設定などの他、楽譜、楽器のメンテナンス費用、消耗品、衣装など影響が多方面におよび、音楽家の生活を直撃することになる。
- ・音楽、映像などのコンテンツのデジタル化は、複製・流通などの容易さから価格破壊の要因となり、音楽家への影響も少なくない。
- ・録音現場においても生音による録音が益々少なくなっている。
- ・私的録音補償金の政令指定機器は利用の少ない古いものばかりとなり、徴収額減少の原因となっている。
- ・「東芝訴訟」の敗訴を受け、私的録音補償金の新たな制度の模索が始まる。
- ・契約問題、出演料未払い事件を始めとし、非常勤講師の契約解除などフリーランスの音楽家（＝非正規雇用）にとって厳しい状況が続いています

そのような中、超党派音楽議員連盟は「文化芸術振興議員連盟」と名称を変更し、文化芸術全般の問題にとりくむこととなりました。また、シンポジウム「2020 年、文化芸術立国の実現に向けてー文化省の創設を考える」が文化芸術推進フォーラム主催で開催されました。

＜音楽ユニオンの取り組み＞

現在の音楽業界は、需要の少ない市場へ過剰に音楽家を供給しています。多くの音楽事務所が価格破壊につながるような低価格の演奏料で音楽家の派遣を行っており、金額よりも演奏の場を求める音楽家はその流れを助長しています。さらに大震災後、ボランティアと称し無料での演奏を求められる状況が急激に増えています。

このような状況の中、関東地方本部では、2013年3月17日に、ミュージックの日の一環として、「君もプロの音楽家になれるか?!」と題したシンポジウムを開催しました。音楽家の厳しい現状を反映して仕事興し、キャリアサポートなどを主な目的としたもので、若い音楽家の参加がありました。

11月4日には「フリーランス文化祭」を開催し、音楽家はもとより、編集者、イラストレーター、フリーライターなど様々な業種のフリーランサーが集まり、委託・個人請負労働者の問題とユニオンの活動をアピールしました。

全国本部では、新しい加入パンフレットの作成、ホームページの充実、Facebook作成に取り組んでいます。また、以前地方本部で行っていた音楽自由市場などの音楽家カタログを発展させ、ホームページ上にデータベース「音楽家カタログ全国版」を作成しました。

音楽ユニオンは、将来を担う音楽家の活動の場を広げ、開拓し、音楽家の社会的・経済的権利を守る重要な役割を担っています。積極的に音楽需要を作り出し、さらに、こうして引き出した需要を安定して受け入れる体制も必須です。

音楽ユニオンが音楽家の拠り所として有り続けるために、是非とも必要なこれらの基盤を早急に整備する必要があると考え、法人格取得も視野にいたした運動にも取り組んでいます。

【サービス連合（株）フォーラムジャパン】

2013年度は、欧州の債務危機や近隣諸国との関係悪化などの影響を受け、海外旅行が前年比減となりました。国内旅行においては富士山の世界遺産登録や伊勢・出雲方面の遷宮行事の盛り上がりを受け、前年比増となりました。比較的利益率の低い国内添乗の大幅な取り扱い増加に伴い、創業以来最高の売上を記録し通期で黒字を確保することができましたが、結果的に増収減益となっております。

派遣添乗員の労働時間管理については、昨今の社会情勢を鑑み、派遣先の労働時間管理が賃金体系に影響する可能性があります。そのため、今後フォーラムジャパンは派遣元企業として派遣先の旅行会社の動向を注視する必要があります。

引き続き安定した経営基盤の確立を目指すとともに、派遣労働者の処遇改善や旅行業界での地位向上に注力していきます。

【しごと情報ネットの活用】

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」は、民間の職業紹介事業者やハローワークなど約1万の参加機関から提供される求人情報の中からしごと探しができるポータルサイトです。求職者はもちろん、求人情報を提供する参加機関も無料で利用できるサイトです。

発足当時（2001年8月8日からサービスを提供）は正社員（直接雇用）の仕事情報だけでしたが、2003年7月より供給先・派遣先のしごと情報の提供も開始しています。

労供労組協では一般参加機関として 9 事業所が参加していますが、しごと情報の提供は行われていません。無料ということもあり、積極的な情報提供が望まれます。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

今期、全国トラック労働組合が加盟しました。現在、全国の労供事業所 86 事業所の内、46 事業所が労供労組協加盟（資料 3「労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト」参照）となっています。

今後も、全国の労供組合にろうきょう通信を送るなどして、労供労組協への参加を呼びかけます。

(4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

2011 年 3 月に作成した、パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、多くの労働組合に労供事業を働きかけたいと思います。

今期の販売数は 261 冊ですが、これまでのパンフレットの販売状況は以下の通りです。

NO.	組合名	購入冊数	購入金額
労 供 労 組 協 加 盟 組 合	1 新運転	1,000 冊	200,000 円
	2 自運労	500 冊	100,000 円
	3 全港湾	410 冊	82,000 円
	4 電算労	150 冊	30,000 円
	5 全建総連	50 冊	10,000 円
	6 東京ユニオン	40 冊	8,000 円
	7 建交労兵庫支部	25 冊	5,000 円
	8 ユニオンみえ	20 冊	4,000 円
	9 建交労関西支部	5 冊	1,000 円
	10 全日建運輸	50 冊	10,000 円
	11 全日建運輸近畿地本	250 冊	50,000 円
	12 奈良ユニオン	50 冊	10,000 円
	13 サービス連合	50 冊	10,000 円
	14 伊藤彰信	200 冊	40,000 円
	15 埼玉土建一般労働組合	80 冊	16,000 円
	16 兵庫合同支部テアシックス	5 冊	1,000 円

NO.	組合名	購入冊数	購入金額
その他	17 神奈川人材供給労働組合	16 冊	4,500 円
	18 阪神自動車運転士労働組合	30 冊	9,000 円
	19 全国一般労働組合福岡地方本部	10 冊	3,000 円
	20 板橋区立学校従業員労働組合	30 冊	9,000 円
	21 個人（200 円（組合員価格）と 300 円の販売有り）	16 冊	3,200 円
合計		2,987 冊	606,000 円

漫画で分かりやすく労供を説明しており、コンピュータ・ユニオンの労供事業の宣伝サイト（現在は UNION NET（<http://union-net.or.jp/>）で宣伝していますが、労供労組協や MIC などいくつかの様々な組合が同居していて分かりにくいいため、労供事業宣伝ページを独自ドメインで作る予定です。）では、これを活用させてもらうことにしています。

(5) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める。

労供労組協では一昨年、日雇労働者の日雇雇用保険と日雇特例健康保険の受給要件緩和の署名を集め（18,661筆）、厚生労働省へ要請を行いました。

今期は、新運転で厚生労働省に対して、日雇い雇用保険制度の拡充と要件緩和を求める要請（資料10「要請書『日雇い雇用保険制度の拡充と要件緩和を』（新運転）」参照）を行っています。

2.他団体、行政との協力

(1) 國學院大學経済学部の労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。

労供研究会（<http://k-rokyoken.jp/>）は準備会を経て、2009年8月に國學院大學経済学部内に発足しました。

14回の研究会を経て、報告書「労働組合による労働者供給事業に関する調査研究報告書」を作成し、2012年2月23日にシンポジウム「労働組合による労働者供給事業の可能性－非正規労働問題の解決へ向けて－」を開催して同年3月31日でいったん終了しました。

労供研究会はその後、2013年7月より再開し、この間「労働者供給事業（労供）組合員の就労実態と意識に関する調査」を行いました。本日の総会后、その集計結果の報告を労供研究会事務局長である國學院大學経済学部の本田一成教授にご報告いただきます。

今後は労供研究会の成果を活かし、労供事業を広めるとともに、労供事業法制定に向けて運動を進めていきたいと思っています。

(2) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

NPO 派遣労働ネットワーク (<http://haken-net.or.jp/>) (以下、派遣ネット) では派遣スタッフの権利向上のために、さまざまな活動を行っています。

労働政策審議会は、昨年 8 月からの職業安定分科会労働力需給制度部会における 13 回の議論を経て、今年、1 月 29 日厚生労働大臣に対し、労働者派遣制度の改正について建議(資料 17「労働者派遣制度の改正に関する報告書骨子案(公益委員案)のポイント」参照)を行いました。

この建議に対して、派遣ネットでは「雇用安定・待遇改善の期待を裏切る労政審建議の撤回を求める」(資料 15「雇用安定・待遇改善の期待を裏切る労政審建議の撤回を求める」参照) 声明を出しています。

昨年 4 月 1 日から 8 月 31 日まで、派遣スタッフのかかえる問題と要望などを把握するため、インターネットによるアンケート調査を実施し、集計結果(資料 16「派遣スタッフアンケート 2013 集計結果・概要版」参照) をホームページで公開しています。

アンケートは 1994 年から 2、3 年間隔で実施しており、今回が 8 回目の調査です。

(3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

労供労組協の 4 役からは東京都労働者派遣事業適正運営協力員に太田武二、真島勝おおよび横山南人の 3 名の委員(資料 12「東京都労働者派遣事業適正運営協力員名簿」参照)、しごと情報ネット運営協議会委員には横山南人を委員として出しています。

平成 25 年度の労働者派遣事業適正運営協力員会議は昨年 5 月 23 日と 12 月 12 日の 2 回開催されました。

協力員会議では指導監督状況、職業安定、労働基準や雇用均等関係についての行政運営の報告、派遣労働(資料 13「東京都労働者派遣事業適正運営協力員会議資料」参照) に関する実態調査についての報告がありました。

しごと情報ネット (<http://www.job-net.jp/>) 運営協議会は今年の 2 月 26 日に第 35 回運営協議会が開催され、しごと情報ネットの運営状況(サイトのアクセス数など)、平成 26 年度の予算要求や平成 25 年度のアンケート結果などの報告(資料 14「第 35 回しごと情報ネット運営協議会資料」参照) がありました。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

(1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。

労供事業で働く組合員は雇用労働者です。労供労組協では発足当初から労供組合に事業主性を認めるよう厚生労働省に要請をしてきました。その回答として 1999 年 12 月の職

安法改正で供給・派遣の仕組みの下、擬制的に事業主性を確保し、社会労働保険が適用できるようになりました。

しかし、供給・派遣は表向き労働者派遣となり、今改正も想定され、本来の供給ができないため、労供組合を社会労働保険の適用事業者となるよう引き続き運動を進めます。

(2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

企業組合ケアフォーラムではホームページ (<http://www.care-forum.com/>) でヘルパーの一般の業者に比べて高い賃金レベルを公開しています。また、コンピュータ・ユニオンの労供事業宣伝(求人)ページ (<http://www.union-net.or.jp/>) でも、賃金の実態を公開しています。新運転では、人材育成センターを開設し、新規加入組合員を対象に労働組合の労供事業の周知徹底と併せて、供給先事業の協力も得て生コン、清掃車の実技、作業実習と就労マナーの向上などに取り組んでいます。これらは、統一的な労働条件形成とは言えませんが、それに向けての足がかりになればと思います。

4.運営

- ①事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- ②機関紙「ろうきょう」を発行する。
- ③総会を年1回、幹事会を年2回以上開催し、4役会議は随時開催する。
- ④秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- ⑤会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

機関紙「ろうきょう」は第52号(資料4参照)を発行しました。

第52号では昨年の総会と同日に行われた講演(テーマ:「労働市場政策の展望と労働者供給事業の可能性」、講師:東京大学社会科学研究所 水町勇一郎教授)を掲載しています。

労供労組協事務局ニュース「ろうきょう通信」はNo.48、No.49、No.50、No.51を発行(資料5参照)しました。

昨年は幹事会の開催はありませんでした。

4役会議は随時行い、今期は計8回開催されました。

2013秋の学習会は10月20日(日)、21日(月)に8組合27名参加の下、マホロバマインズ三浦にて開催されました。講師に労供研究会の座長も務められている國學院大學経済学部の橋元秀一教授を迎え、「非正規労働問題における労供事業の役割と可能性」をテーマに講演を行っていただきました。

橋元先生は、労供事業について、普段のわれわれとは違う視点、市場経済そして労働市場の観点から話をされました。労組労供の成果と意義については「就労の長期安定化」、「高い賃金・労働条件」そして、「労供は、労働組合の組織拡大と活性化、機能強化という役割も持っている。」と話されました。(資料5-3参照)

II.2014 年度活動方針

1.主な活動課題

- (1) 労働者の権利の維持・拡大
 - ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定に向けて要綱案を検討する。
 - ②労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。
 - ③労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。
- (2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展
 - ①「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
 - ② しごと情報ネットの活用をはかる。
 - ③ 労供事業の拡充・事業法制定に向けてナショナルセンターや政治・行政に働きかける。
 - ④ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。
- (3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。
- (4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。
- (5) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める。
- (6) 労供労組協結成 30 周年記念行事を行う。

2.他団体、行政との協力

- (1) 國學院大學経済学部の労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。
- (2) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員および同協議会作業部会などに引き続き参加する。

3.労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4.運営

- (1) 事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3) 総会を年 1 回、幹事会を年 2 回以上開催し、4 役会議は随時開催する。
- (4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5) 会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。